

新設分割に係る事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2024 年 2 月 28 日

グローバルセキュリティエキスパート株式会社

2024年2月28日

新設分割にかかる事前開示書面

東京都港区海岸一丁目15番1号
グローバルセキュリティエキスパート株式会社
代表取締役 鱸 史郎

当社は、2024年2月13日付で作成した新設分割計画書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社のサイバーセキュリティ人材を中心としたシステムエンジニアリングサービス事業を、新たに設立するCyberSTAR株式会社（以下「新会社」という）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という）を行うことといたしました。本件新設分割に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 新設分割計画の内容

添付「新設分割計画書」のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本件新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。新会社が発行する株式数については、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第4条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みに関して

- ① 当社の2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は、本件新設分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。したがって、本件新設分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。
- ② 本件新設分割後は、新会社に承継される債務の全てについて、当社が重畳的債務引受けをするものといたします。
- ③ 本件新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
- ④ 以上を踏まえ、本件新設分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みに関して

- ① 本件新設分割によって当社から新会社へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回るため、新会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。
- ② 本件新設分割後における新会社の収益状況について、新会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
- ③ 以上を踏まえ、本件新設分割によっても、新会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

なお、本件新設分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変更が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きます。

以 上

新設分割計画書

グローバルセキュリティエキスパート株式会社（以下「甲」という）は、新たに設立するCyberSTAR株式会社（以下「乙」という）に対し、甲の営むサイバーセキュリティ人材を中心としたシステムエンジニアリングサービス事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務の一部を承継させるため、新設分割（以下「本件分割」という）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という）を作成する。

（乙の定款記載事項）

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1のとおりとする。

（乙の設立時取締役等）

第2条 乙の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

- 設立時取締役 鈴木 勝人、岡本 栄治、大西 善雄
- 設立時監査役 菅野 泰弘

（発行する株式の数及びその割当て）

第3条 乙は、甲に対し、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、そのすべてを甲に交付する。

（乙の資本金及び準備金の額等）

第4条 乙の設立時の資本金及び準備金の額等は、以下のとおりとする。

- 資本金の額 金5,000万円
- 準備金の額等 会社計算規則第49条第2項の規定に従い甲が定める。

（承継する権利義務）

第5条 乙は、本件分割に際し、別紙2「権利義務承継明細表」に記載する本件事業に関する資産、債務、契約上の地位、その他の権利義務を甲より承継する。

- 乙が甲から承継する全ての債務は、重畳的債務引受の方法により承継される。ただし、この場合における両社間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継される債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全部を求償することができる。

（効力発生日）

第6条 乙の設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という）は、2024年4月1

日とする。ただし、本件分割における手続進行に応じて必要があるときは、甲はこれを変更することができる。

(簡易分割)

第7条 甲は、会社法第805条の規定により、会社法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本件分割を行う。

(競業避止義務)

第8条 甲は、乙が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

(本計画の変更等)

第9条 甲は、本計画作成日から効力発生日までの間に、天災事変その他の事由により甲の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し又は本件分割を中止することができる。

(規定外条項)

第10条 本計画に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

2024年2月13日

東京都港区海岸一丁目15番1号
グローバルセキュリティエキスパート株式会社
代表取締役 鱸 史郎

C y b e r S T A R株式会社

定 款

2024年 2月13日作成
年 月 日設立

C y b e r S T A R株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、C y b e r S T A R株式会社と称し、英文では、C y b e r S T A R I n c. と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業の経営、会計に関するコンサルティング業務
2. コンピュータに関する調査・コンサルティング業務
3. コンピュータに関するシステム監査業務の受託
4. コンピュータに関する各種ソフトウェアの開発・販売
5. コンピュータならびに周辺機器の斡旋および販売
6. コンピュータの安全に関する教育事業
7. 労働者派遣事業
8. 有料職業紹介事業
9. 人事測定および教育訓練事業
10. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 5 条 当社は取締役会及び監査役を置く。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 11 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所、印鑑を会社に届出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集手続)

第14条 株主総会を招集するには、株主総会の日から1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その株主総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第17条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、取締役3名以上7名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第19条 取締役を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、その前任者又は選任時に在任する他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議で決める。

2 取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

3 取締役社長は、当社の業務を執行する。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 24 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

2 取締役又は監査役が、取締役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(監査役の数)

第 26 条 当会社の監査役は 2 名以内とする。

(監査役の選任及び解任)

第 27 条 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 監査役を解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満

了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 29 条 監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 31 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 32 条 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 33 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第 34 条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から2025年3月31日までとする。

承継権利義務明細表

乙は、甲から本件事業に属する資産及び負債その他これに付随する権利義務の一部を承継し、その明細は以下のとおりとする。なお、乙が甲より承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は2023年12月31日現在の貸借対照表の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日の終了時までの増減を加味した上で確定する。

1. 資 産

(1) 流動資産

本件事業に属する売掛債権及びその他の流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本件事業に属する建物附属設備、及び工具器具備品等の有形固定資産

② 無形固定資産

本件事業に属するのれん、ソフトウェア等の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本件事業に属する投資その他の資産

2. 債 務

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛債務及びその他の流動負債

(2) 固定負債

本件事業に属する固定負債

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 契約等

本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

(2) 許認可等

本件事業に係る許可、認可、承認登録等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの